

**平成31年度文部科学省委託事業
学力向上のための基盤づくりに関する調査研究
公募要領**

1. 事業名

学力向上のための基盤づくりに関する調査研究

2. 事業の趣旨

生涯学び続けるために必要な基礎学力を子供たちに身に付けさせるためには、子供たちの学力向上のための基盤づくりを義務教育段階の早い段階から行っていくことが一層求められている。

このため、子供たちの学習の基盤づくりの観点から、学力向上のためにどのような取組が有効かについて調査分析及び実践研究を行う。調査分析及び実践研究を通じて得られた成果等については、全国への周知を図るとともに、今後の学力向上に資する施策立案等のために活用する。

3. 指定期間及び委託契約期間

指定期間は原則として2年間（2019年度及び2020年度）とする。ただし、毎年度、事業の実施状況等について評価又は確認等を行い、事業の継続の可否を判断するものとし、3年目（2021年度）以降の継続も可能とする場合がある。また、契約の締結は年度ごとに行うものとする。

なお、平成31年度の事業期間は契約締結日から2020年3月15日までとする。

4. 公募対象

教育委員会、国公立大学法人、学校法人、株式会社及び特定非営利活動法人等の法人格を有する団体（以下「教育委員会等」という。）

5. 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

6. 調査研究の計画・実施

以下の要領で、学力向上のための取組について調査研究を実施する。

※ 平成29・30年改訂学習指導要領において示された以下の内容（育成すべき資質・能力の三つの柱）を踏まえ、本調査研究においても児童生徒にそれぞれの

資質・能力をバランスよく育むことに留意すること。

小学校学習指導要領（平成 29 年 3 月告示）（抄）

第 1 章第 1 款 3

（略）児童の発達の段階や特性等を踏まえつつ、次に掲げることが偏りなく実現できるようにするものとする。

- (1) 知識及び技能が習得されるようにすること。
- (2) 思考力、判断力、表現力等を育成すること。
- (3) 学びに向かう力、人間性等を涵養すること。

※中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領にも同趣旨の記載あり。

(1) 研究テーマの選択・研究課題の設定

別紙 1 に示した研究テーマのうち、いずれか 1 つのテーマを選択し、選択したテーマに即して、別紙 1 に示す研究課題例を参考にしながら研究課題を具体的に設定する。

※ 複数の研究テーマを選択することや、複数の研究テーマにまたがる研究課題を設定することはできない。

(2) 研究課題に基づく取組の検討・実践

設定した研究課題に基づいて具体的にどのような取組を実施するか検討し、学校現場で実践する。なお、取組内容を検討する際には、先行研究や過去の取組についての情報を収集・分析すること。

(3) 効果の検証のための指標の設定

(2)により実践する取組が学力向上に資するものか検証できるよう、以下の例を参考に児童生徒の学力に関する指標、特に定量的指標（数値化でき、客観的に評価できる指標）を積極的に設定する。

なお、ここで設定する指標により測定するものが、調査研究が対象とする「学力」となることに留意し、必要に応じて複数の指標を設定すること（例えば、「知識及び技能」を測る指標のみ設定した場合、「知識及び技能」についての効果検証しか行えず、育成すべき資質・能力の三つの柱をバランスよく育むことを達成できていることを示せないため、「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」を測ることができる指標も別途設定する必要がある。）。

<指標の例>

- ・ 自治体が独自に実施する学力検査の正答率
- ・ 民間団体が実施する学力検査の正答率
- ・ 全国学力・学習状況調査の正答率
- ・ 児童生徒、教師、保護者等に対する質問紙調査の回答内容
- ・ 児童生徒、教師、保護者等に対する聞き取り調査の回答内容

(4) 比較群の設定

取組が学力向上に及ぼす効果について比較検証するために、例えば以下のよう

な手法により比較群を設定する。

- ・ 同一教育委員会が所管する複数の学校を、取組を実践する学校としない学校に分ける。
- ・ 取組を実践する自治体と、規模、社会経済的背景等が類似している自治体を比較対象として選定する。
- ・ 同一学校・学年の複数の学級を、取組を実践する学級としない学級に分ける。
(留意点)

※ 比較群の設定については、別紙1に示す研究テーマに即した新規の取組を重点的に実施する群と、重点的には実施しない群との比較検証ということであり、本調査研究による取組以外の学力向上に資する様々な取組を制限・抑止することを意図しているものではない。

※ 取組を実施する群と実施しない群の間で不公平が生じないように、例えば時期をずらして同様の取組を実施したり、取組の前後に必要な応じてフォロー等を行ったりすることが考えられる。

(5) 児童生徒の学力に関するデータの収集

(3)で設定した指標により児童生徒の学力に関するデータを収集する。この際、取組の効果を適切に検証できるよう、取組開始前、取組実施中、取組終了後などの各段階で児童生徒の学力を測定すること。

(6) 効果の検証

収集したデータ（特に定量的指標によるデータ）を用いて、研究課題に基づく取組が児童生徒の学力向上に資するものであったか否かを検証する。この際、(4)で設定した比較群ごとのデータを活用し、取組が学力向上に及ぼす影響について比較検証すること。

7. 事業実施の流れ

(1) 教育委員会等による事業実施計画書の作成・提出

本調査研究の実施を希望する教育委員会等は、取組を実践する学校と連携・協力するとともに、必要に応じて(4)で述べる学力向上推進協議会の委員候補者等の有識者から指導・助言を受けながら、様式により「事業実施計画書」を作成し、後述の提出先に提出する。

(2) 文部科学省における選考

文部科学省が設置する選考委員会が提出された「事業実施計画書」を審査し、委託する教育委員会等を選考し、委託契約を締結する。

(3) 「学力向上推進協議会」の設置

採択された教育委員会等は、委託契約後速やかに、本調査研究を適切に実施するために必要な指導・助言を行う「学力向上推進協議会」を設置する。なお、学力向上推進協議会は、実践校、実践校の管理機関、大学教員等の有識者など事業の円滑な実施のために必要な者をもって構成するものとする。

(4) 「学力向上推進協議会」による検討

学力向上推進協議会において、今後実施する取組等について検討する。

(5) 連絡協議会への参加、企画評価会議（仮称）委員による助言等

採択された教育委員会等は、(4)の検討を行った上で、文部科学省が開催する連絡協議会に参加する。連絡協議会においては、本事業の委託先に学術的な助言を行うために文部科学省が設置する企画評価会議（仮称）委員が、採択された教育委員会等に対して取組のさらなる充実のための助言等を行う予定。

8. 選定方法

選考委員会（文部科学省内に設置）において、別紙2に定める審査基準に基づき、書類選考を実施する。選考終了後、30日以内に全ての提案者に審査結果を通知する。

9. 委託契約締結に当たっての契約条件の調整

選定の結果、契約予定者と事業実施計画書を基に経費の積算等の契約条件を調整するものとする。その際、契約条件が合致しない場合には、契約締結を行わない場合がある。

なお、契約金額については、事業実施計画書の内容を勘案して決定するので、提案者の提示する金額とは必ずしも一致するものではない。

※ 国の契約は、契約書を締結（契約書に契約の当事者双方が押印）したときに確定することとなるため、契約予定者として選定されたとしても契約書締結後でなければ事業に着手できないことに十分留意すること。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分に周知すること。

10. 事業規模（予算）及び採択件数

事業規模：1件あたり2,000～3,000千円程度

採択件数：予算の範囲内において複数件を採択予定（4件程度）

※ 採択件数は審査委員会が決定する。

※ 平成31年度事業規模は、平成31年度予算額（案）であり、今後の予算編成の過程で変更する可能性があることに留意されたい。

11. 書類の提出方法等

(1) 提出書類

事業実施計画書（様式1～4）、誓約書（該当する者のみ）

(2) 提出部数

10部（正本1部、副本9部）

(3) 提出方法

書類の提出は、以下に示す①電子メール②郵送等③直接持参のうち、①電子メ

ール及び②郵送等，又は，①電子メール及び③直接持参のいずれかとする。なお，ファクシミリによる提出は不可とする。

①電子メール

- ・ Word, Excel ファイルにて作成した事業実施計画書をファイルに添付の上，送信すること。
- ・ メールの件名は「【提出】（機関名）：事業実施計画書（学力向上のための基盤づくりに関する調査研究）」とすること。
- ・ ファイルを含めメールの容量が10MBを越える場合は，「ファイル転送システムの送付希望」とメールにて連絡をし，送付されたファイル転送システムを使用してファイルを送信すること。
- ・ メール送信上の事故（未達等）について，当方は一切の責任を負わない。
- ・ メール受領後，申請者に対してメールにより受領確認を送信する。送信後，3日を過ぎても受領確認メールが届かない場合は，電話にて以下(4)②「郵送先及び本件担当」まで照会すること。

②郵送等（郵便，宅配便等）

- ・ 簡易書留，宅配便等，送達記録の残る方法で送付すること。
- ・ 郵送中の事故（未達等）については，当方は一切の責任を負わない。

③直接持参

- ・ 受付時間：平日 10 時 00 分～18 時 00 分（12 時～13 時除く）
- ・ 提出の際は，事前に電話にて以下(4)②「郵送先及び本件担当」まで連絡すること。
- ・ 持参中の事故については，当方は一切の責任を負わない。

(4) 提出先

①電子メール kyoiku@mext.go.jp

②郵送先及び本件担当

〒100-8959

東京都千代田区霞が関三丁目 2 - 2

文部科学省初等中等教育局教育課程課教育課程企画室審議・調整係

TEL:03-6734-4730 / FAX:03-6734-3734

(5) 提出締切

平成 31 年 3 月 6 日（水）

（①②③のうち，いずれかが当日 18 時 00 分までに提出されればよい。）

※ 様式 1～4 のすべての提出書類をこの期限までに提出すること。

※ 電子メールでデータを送信した書類については送信時に提出されたものとみなす。ただし，送信したデータと印刷して郵送または持参した書類とは内容が同じであること。

※ 提出期限を過ぎてからの書類の提出及び提出期限後の書類の差替えは一切認めない。

(6) その他

事業実施計画書の作成費用については、選定結果にかかわらず提案者の負担とする。また、提出された事業実施計画書については、返却しない。

審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写しを提出すること。

1 2. 質問・相談等，追加情報等の提供

① 公募期間中の質問・相談等に付いては、以下の方法により期限までに提出するものとする。

- ・ 提出先 電子メール kyoiku@mext.go.jp
- ・ 提出方法 書式は特に問わない

※メールの件名は、「【提出】（機関名）：質問（学力向上のための基盤づくりに関する調査研究）」とすること。

- ・ 提出期限 平成31年2月18日（月）18:00

② 公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問等については回答できないため、①で受け付ける質問・相談等への回答を含め、公募要領にない追加情報の提供は2月22日（金）までに文部科学省の調達情報サイトである「調達総合案内」にて行う。

1 3. スケジュール（予定）

平成31年3月6日（水） 事業実施計画書提出締切

平成31年3月中 審査，審査結果の通知

契約条件調整完了以降随時 契約締結

2019年4月以降 「学力向上推進協議会」の設置

5月中

文部科学省による連絡協議会の開催

※ 企画評価会議（仮称）委員による助言等

2019年夏以降 研究課題に基づく取組の開始

※ 取組開始前の児童生徒の学力に関するデータは、取組開始前から適宜収集しておくこと。

※ 契約締結後でなければ事業に着手できないため、事業実施計画書の作成に当たっては、事業開始日に柔軟性をもたせた上で作成すること。

※ なお、この公募は、平成31年度予算成立後に直ちに事業を開始できるよう、本予算成立前に始めるが、国会における本予算成立までの間に、当該事業の実施の可否や、事業内容及び事業開始時期等に変更が生じる可能性があること、並びに本事業は本予算成立後でなければ開始することができないことに留意されたい。

14. 誓約書の提出等

- (1) 本企画競争に参加を希望する者は、事業実施計画書の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。
- (2) 前項の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の事業実施計画書を無効とするものとする。
- (3) 前2項は、地方公共団体、国立大学法人、公立大学法人、独立行政法人又は地方独立行政法人には適用しない。

15. その他

- (1) 採択件数は現時点の予定であり増減する場合がある。最終的な採択件数は選考委員会が決定する。
- (2) 文部科学省は、必要に応じ、本調査研究の実施状況及び経理処理状況について実態調査（実践している学校の訪問など）を行う。
- (3) 文部科学省は、本調査研究の適切な運営や趣旨の実現に資するため、必要に応じ、関係者の参加を得た連絡協議会の開催、実践している学校等への訪問及び指導・助言などを行う（平成31年度は1回程度学校等を訪問する予定）。
- (4) 事業開始後に、研究の進捗状況からみて特筆すべき事項が生じたときは、速やかに文部科学省初等中等教育局教育課程課にその内容の分かる書類を提出すること。
- (5) この要領に定めのない事項で本調査研究の実施に必要な事項は、必要に応じ、文部科学省が別に指示する。

「学力向上のための基盤づくりに関する調査研究」の 研究課題の設定について

(1) 研究テーマの選択と研究課題の設定

「学力向上のための基盤づくりに関する調査研究」の公募に参加しようとする教育委員会等においては、以下の3つの「研究テーマ」のいずれかに即して、児童生徒の学力向上に資する可能性があると考えられる研究課題を具体的に設定すること。

(2) 研究課題設定に当たっての留意点

- 各研究テーマについて「研究課題の例」を示している。各教育委員会等における課題の設定に当たっては、「研究課題の例」に示す視点に限る必要はないが、「研究課題の例」を参考にしつつ、児童生徒の学力向上に資する可能性がある研究課題を設定すること。
- 本事業においても、育成すべき資質・能力の三つの柱（「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」）をバランスよく育むべきであることに留意すること。
- 本研究課題に基づいて実施する取組が児童生徒の学力向上に影響したか検証する必要があることに留意すること。
- 本研究課題に基づいて実施する取組に一定の効果があると認められた場合、全国の他の地域への周知・普及を促すこととしているため、研究課題やそれに基づく取組に汎用性が求められることに留意すること。

【研究テーマ】

① 学習を支える環境の整備

児童生徒が学習・生活する空間に工夫を加え、それによる児童生徒の学力向上の効果を検証する。

※ 本テーマ実施のために既存の学校施設の増改築を行うことは想定していない。

(研究課題の例)

- 空き教室や図書室等、学校内の特定の部屋等において、児童生徒が遊び感覚で学習に資する内容に触れられる場を設け、その取組が児童の学力に影響するか検証する。
- 校庭や体育館、廊下等、児童生徒が授業時間以外を過ごす場や児童生徒の動線上に学習に資すると考えられるものを掲示するなど、児童生徒が遊びや生活の中で学

習に資する内容に触れられる環境を整え、その取組が児童生徒の学力に影響するか検証する。

② 児童生徒の発達段階に即した取組

児童生徒の発達段階を踏まえ、発達に応じた集団を構成したり、生活スケジュールを改善して集中力を高めたりする取組を実施し、その効果を検証する。

(研究課題の例)

- 児童生徒が学習により集中できるよう、1コマの授業時間を柔軟に設定する、休み時間も含めて一日のスケジュールを見直し、休み時間後の授業に集中できるよう休み時間中の児童生徒の過ごし方に工夫を加えるなどし、その取組が児童生徒の学力に影響するか検証する。
- 午前中に補食（おやつ、牛乳、ジュース等）を提供する、給食の提供時間を早めるなど、心身の発達段階を踏まえて児童生徒の生活スケジュールを見直し、その取組が児童生徒の学力に影響するか検証する。
- 必要に応じて月齢別に集団を編制するなど、心身の発達段階を踏まえた教育活動を実施する工夫をし、その取組が児童生徒の学力に影響するか検証する。

③ 効果的な補充学習・家庭学習の実施

従来の補充学習や家庭学習とは異なる、工夫された画期的な補充学習や家庭学習を実施し、その効果を検証する。

(研究課題の例)

- 慣行的に続けられてきた宿題（例えば音読や漢字練習、計算、英単語暗記等の反復学習）について、宿題の内容の工夫・改善や、反転学習などの手法の導入を行い、その取組が児童生徒の学力に影響するか検証する。
- 教科の枠組みにとらわれず、「考えることが楽しい、おもしろい」と児童生徒が実感できる教材を活用したり、児童生徒が作成した問題を活用したり、学習課題に応じて異学年集団を編制して協働学習を行ったりして補充学習や家庭学習を実施し、その取組が児童生徒の学力に影響するか検証する。
- 児童生徒一人一人の習熟度や苦手分野を踏まえた適切な宿題を個別に提供し、その取組が児童生徒の学力に影響するか検証する。

学力向上のための基盤づくりに関する調査研究 審査基準

1. 採択案件の決定方法

提案された事業実施計画書について審査を行い、平均16点以上得た者のうち原則として最も得点の高い者から順に予算規模の範囲内において採択するものとする。また、公募要領10.に示す採択件数（4件程度）は公募時点の予定件数であり、最終的な採択件数は審査委員会の決定によるものとする。

※ 複数の提案者の得点が高得点となった場合は、評価基準のうち（2）②の得点が高い提案者を優先し採択するものとする。また、（2）②の得点が高得点となった場合は、（1）①及び（2）①の合計得点が高い提案者を優先し採択するものとする。

※ 複数の提案者から酷似する研究課題が申請された場合は、得点の高い提案者のみを採択することがある。

2. 審査方法

事業実施計画書に基づき、文部科学省に設置された選考委員会において書類選考を実施する。なお、必要に応じて審査期間中に企画提案の詳細に関する追加資料の提出を求める場合がある。

3. 評価方法

評価は、以下の各項目について、次の評価基準による評価とし、選考委員がそれぞれ決定した得点を合計し、それを平均したものを当該提案者の得点とする。

【評価基準】

- 1 「（1）実施体制に関する評価」、 「（2）計画の内容に関する評価」は、以下の評価基準により5段階評価を行う。ただし、「（1）実施体制に関する評価」の「①」、 「（2）計画の内容に関する評価」の「①」の項目の評価については2倍のウエイト付けを、「（2）計画の内容に関する評価」の「②」の項目の評価については3倍のウエイト付けを行う。

大変優れている = 5点

優れている = 4点

普通 = 3点

やや劣っている = 2点

劣っている = 1点

- 2 「（3）ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」に係る評価は、以

下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定）等
 - ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝0.7点
 - ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1.3点
 - ・認定段階3＝2点
 - ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝0.3点
- 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）
 - ・くるみん認定＝0.7点
 - ・プラチナくるみん認定＝1.3点
- 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定
 - ・ユースエール認定＝1.3点
- 上記に該当する認定等を有しない＝0点

（1）実施体制に関する評価（20点満点）

- ① 本調査研究を適切に実施するために必要な指導・助言を得るための体制が整っていること。**【研究実施計画書（様式2）4】（10点）**
- ② 研究の実施スケジュールが適切かつ妥当であること。**【研究実施計画書（様式2）3】（5点）**
- ③ 妥当な経費が示されていること。**【事業実施計画書全体】（5点）**

（2）計画の内容に関する評価（45点満点）

- ① 学習指導要領の趣旨・内容に沿った研究課題，取組となっていること。特に，平成29・30年改訂小学校学習指導要領に「育成すべき資質・能力の三つの柱」として示された「知識及び技能」「思考力，判断力，表現力等」「学びに向かう力，人間性等」のうち一部の資質・能力に特化した研究課題，取組になっていないこと。**【事業実施計画書全体】（10点）**
- ② 設定した研究課題が具体的かつ適正なものとなっており，研究の実施により達成しようとする目標が明確であること。**【研究実施計画書（様式2）1（2）】（15点）**
- ③ 研究課題に基づく調査・取組の内容が，適切かつ妥当であること。**【研究実施計画書（様式2）2（1）】（5点）**

- ④ 研究課題に基づく取組の効果を検証するための指標（特に定量的指標）の設定が、適切かつ妥当であること。

【研究実施計画書（様式2）2（2）】（5点）

- ⑤ 児童生徒の学力に関するデータの収集や研究課題に基づく取組の効果検証の手法・方策が、適切かつ妥当であること。

【研究実施計画書（様式2）2（3）（4）】（5点）

- ⑥ 研究課題やそれに基づく取組に汎用性があり、本研究成果の波及が期待されること。

【事業実施計画書全体】（5点）

（3）ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価（2点満点）

- ① ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。 **（2点）**